

公 示

令和6年度臨時動力車操縦者試験(限定)の施行について	… 2
指定整備事業者の行政処分に係る聴聞の実施について (コスモ石油株式会社)	… 5
個人タクシーの法令試験の実施について	… 6

公 示

令和6年度臨時動力車操縦者試験（限定）の施行について

動力車操縦者運転免許に関する省令（昭和31年運輸省令第43号。以下「省令」という。）第10条第2項の規定により、令和6年度臨時動力車操縦者試験について、下記のとおり公示する。

令和6年10月3日

関東運輸局長
藤田 礼子



記

1. 試験を行う運転免許の種類

(1) 身体検査、適性検査及び筆記試験

甲種電気車運転免許

(2) 技能試験

甲種電気車運転免許

2. 試験施行の期日

(1) 身体検査

省令第8条の2による別表2の上欄に掲げる項目について医師の診断書を運転免許申請書とともに提出し、その診断書により検査する。

なお、次の筆記試験及び適性検査は、身体検査に合格した者に対してこれを行う。

(2) 筆記試験

令和6年12月5日（木）

9時45分から

(3) 適性検査

令和6年12月5日（木）

12時35分から

(4) 技能試験

技能試験は、身体検査、適性検査及び筆記試験に合格した者に対して行い、期日については、受験者が所属する事業者を通じて通知する。

3. 試験施行の場所

(1) 筆記試験及び適性検査

関東運輸局

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

(2) 技能試験

技能試験は受験者が所属する事業者において実施する。具体的な線区等については、受験者が所属する事業者を通じて別途通知する。

4. 受験の際の携行品及びその他注意事項

(1) 受験票及び筆記用具を持参すること。なお、HBの鉛筆は必ず持参すること。

(2) 矯正眼鏡が必要な者にとっては、矯正眼鏡を持参すること。

5. 運転免許の申請

(1) 申請書類

ア. 省令第5条第3項に定める第1号の2様式による申請書1通

イ. 戸籍謄本、戸籍抄本又は本籍の記載のある住民票の写し（外国人にあっては、国籍、氏名及び生年月日を証する本国領事官の証明書。但し、本国領事官の証明書を提出できない者にとっては、権限ある機関が発行するこれらの事項を証明する書類）1通

ウ. 申請前6か月以内に撮影した申請者の写真2枚

(注) 写真は無帽、正面、上3分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cmの大きさのものを2枚で、必ず裏面に氏名、生年月日及び所属事業者を記載すること。

エ. 省令第9条第1項の規定により試験の一部又は全部の免除を受けようとする者は、免除を受けることができることを証明する書類

オ. 身体検査を必要とする者は、省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目についての医師の診断書

(2) 申請書類の受付期間

令和6年10月4日（金）～令和6年11月5日（火）

月～金（祝祭日を除く）9：30～18：15

(3) 申請書類の提出先

関東運輸局鉄道部安全指導課

神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎17階

電話番号 045-211-7240

6. 合格基準

(1) 身体検査

省令第8条の2に定める別表2の上欄に掲げる項目について行い、その合格基準は、同表の下欄に掲げるとおりとする。

(2) 適性検査

クレペリン検査及び反応速度検査により実施する。なお、合格基準は、クレペリン検査を曲線類型 a、a'、a'～a'f、a'f、a'f～Fa、b、b'、b'f のいずれかであることとし、反応速度検査（機敏性検査）については正答数の評点3以上且つ誤答数の評点3以上とする。

(3) 筆記試験

動力車の操縦に関する法令に係る科目を5問題100点満点とし60点以上、動力車の構造及び機能に関する科目並びに安全に関する基本的事項及び運転理論に関する科目を併せて5問題100点満点とし60点以上を合格点とする。

(4) 技能試験

省令第8条の5に定める事項について実施し、事項毎に100点満点とし、60点以上を合格点とする。

7. 技能試験において使用する車両等

(1) 受験者が所属する事業者（その事業者が同意した場合は受験者が所属する事業者以外の事業者であっても可）は、運転免許申請書を提出した運輸局の管内において、受けようとする運転免許の種類の種類に必要の鉄道施設又は軌道施設及び車両（鉄道事業法による許可を受けた鉄道事業に使用するもの又は軌道法による特許を受けた運輸事業に使用するものに限る。）並びに運輸局が別途指示するものを自己の負担において準備すること。これらが準備できない場合は、技能試験を実施しない。この場合であっても運転免許手数料は返還しない。

(2) 技能試験中の安全確保は、上記（1）の車両等を準備した事業者が行うこと。

8. 運転免許手数料

(1) 運転免許手数料は省令第22条に定めるとおりであり、運転免許手数料の額に相当する収入印紙を運転免許申請書に貼付し、納付すること。

ただし、収入印紙は消印しないこと。

(2) 運転免許申請書を受理した後は、運転免許手数料は返還しない。

9. 合格者の発表方法

合格者の発表は、技能試験の合格者に対して連絡することにより行う。

10. 試験に関する問い合わせ先

関東運輸局鉄道部安全指導課

電話番号 045-211-7240

月～金（祝祭日を除く） 9：30～18：15

公 示

道路運送車両法第103条及び行政手続法第13条の規定に基づき、下記により聴聞を実施する。

記

1. 件 名

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定による処分について

2. 事業者の氏名又は名称及び住所

コスモ石油販売株式会社
代表取締役 石本 耕二
東京都中央区八丁堀四丁目7番1号

3. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号

コスモ石油販売株式会社 鶴ヶ島整備工場
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷643番地43
認証番号 第4-5436号
指定番号 関東指第4-1397号

4. 期 日

令和6年10月18日（金）9時30分

5. 場 所

関東運輸局 自動車技術安全部基準緩和等ヒアリングルーム
神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地
横浜第2合同庁舎18階

6. 理 由

道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第5項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年10月7日

関東運輸局長
藤田 礼子

公 示

◎個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付で公示した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和6年10月10日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和6年8月1日から令和6年8月31日までに事前試験の受験申込をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和6年6月1日から令和6年9月30日までに譲渡譲受の認可申請をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ③ 令和6年9月2日から令和6年9月30日までに許可の申請をし、 下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和6年11月16日(土) ① 特別区・武三交通圏、京浜交通圏 13時00分から15時00分まで ② その他の交通圏 13時00分から14時50分まで
試験実施場所	東京都豊島区西巣鴨3-20-1 大正大学 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

(備考) 試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246